宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇　治　市
総務・市民協働部
総　務　課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
㈱T-Flap

目　次

告　　示

○告示第８０号　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部改正……（危機管理室）…2

公　　告

○公告第３０号　経営管理権集積計画の縦覧……（農林茶業課）…2

選 挙 管 理 委 員 会

○告示第４号　選挙運動費用収支報告書要旨の公表……2
○告示第５号　選挙運動費用収支報告書要旨の公表……2

監 査 委 員

○公表第９号　定期監査の結果の報告……3
○公表第１０号　財政援助団体等監査の結果の報告……3
○公表第１１号　住民監査請求に基づく監査の結果……4

公 営 企 業

○告示第２号　公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……6
○公告第１３号　宇治市指定給水装置工事事業者の指定……6

告示

宇治市告示第８０号

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部改正について

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部について、次のように改正します。

令和７年５月３０日

宇治市長　松村　淳子

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（平成２７年宇治市告示第８号）の告示の表中

「木幡幼稚園」を「旧木幡幼稚園」に、

「東宇治幼稚園」を「ひがしうじ幼稚園」に、

「神明幼稚園」を「旧神明幼稚園」に改めます。

公告

宇治市公告第３０号

経営管理権集積計画の縦覧について

森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第４条第１項の規定により経営管理集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により次のとおり公告し、当該経営管理権集積計画を公衆の縦覧に供します。

令和７年５月３０日

宇治市長　松村　淳子

１　経営管理権集積計画の対象森林

地区名	地目	対象面積	経営管理権の終期	整理番号
炭山谷山	山林	１７．９２ｈａ	公告日から起算して１２年を経過する日	集２―１～集２―５

２　縦覧場所

宇治市産業観光部農林茶業課及び宇治市ホームページ

３　本公告により、宇治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第４号

選挙運動費用収支報告書要旨の公表について

令和６年１２月８日執行の宇治市長選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１９２条第１項の規定により次のとおり公表します。

令和７年５月１６日

宇治市選挙管理委員会

委員長　森居　研治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

１　選挙の種類　令和6年12月8日執行　宇治市長選挙
２　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）　15,371,200円
３　報告書の要旨（令和7年5月16日現在）

候補者氏名（所属党派）	回	収入（円）	支出（円） 人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食料費	休泊費	雑費	合計	支出の内の公費負担（円）
石川　和司（無所属）	1	1,062,119	210,000	370,000	0	0	584,000	249,370	18,431	74,789	0	72,329	1,578,919	ビラ経費
	2	8,927	0	7,663	1,264	0	0	0	0	0	0	0	8,927	112,000
														ポスター経費
	合計	1,071,046	210,000	377,663	1,264	0	584,000	249,370	18,431	74,789	0	72,329	1,587,846	404,800
柿原　教宏（無所属）	1	20,636	2,000	0	4,790	0	35,515	13,196	650	0	0	0	56,151	ビラ経費
														3,870
														ポスター経費
	合計	20,636	2,000	0	4,790	0	35,515	13,196	650	0	0	0	56,151	31,645
松村　淳子（無所属）	1	3,887,000	510,000	885,875	63,560	35,740	988,268	1,035,337	38,448	59,673	0	398,090	4,014,991	ビラ経費
														123,680
														ポスター経費
	合計	3,887,000	510,000	885,875	63,560	35,740	988,268	1,035,337	38,448	59,673	0	398,090	4,014,991	484,000

（掲示済）

宇治市選挙管理委員会告示第５号

選挙運動費用収支報告書要旨の公表について

令和６年１２月８日執行の宇治市議会議員補欠選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１９２条第１項の規定により次のとおり公表します。

令和７年５月１６日

宇治市選挙管理委員会

委員長　森居　研治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

１　選挙の種類　令和6年12月8日執行　宇治市議会議員補欠選挙
２　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）　4,910,700円
３　報告書の要旨（令和7年5月16日現在）

候補者氏名（所属党派）	回	収入（円）	支出（円） 人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食料費	休泊費	雑費	合計	支出の内の公費負担（円）
荻原　豊久（無所属）	1	200,056	0	0	0	1,860	634,336	0	2,618	835	0	8,925	648,574	ビラ経費
														30,920
														ポスター経費
	合計	200,056	0	0	0	1,860	634,336	0	2,618	835	0	8,925	648,574	503,360
佐藤　正志（日本共産党）	1	323,322	0	30,000	10,036	11,600	513,500	89,939	7,928	43,933	0	33,815	740,751	ビラ経費
														28,000
														ポスター経費
	合計	323,322	0	30,000	10,036	11,600	513,500	89,939	7,928	43,933	0	33,815	740,751	404,800

（掲示済）

監査委員

宇治市監査委員公表第９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第９項の規定により次のとおり公表します。

令和７年５月１９日

宇治市監査委員
池上　哲朗
松岡　ゆかり

第１　監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第２　監査の対象

健康長寿部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

老人保護施設措置費自己負担金(滞納繰越分)収入状況（長寿生きがい課）
休日急病診療所使用料収入状況（健康づくり推進課）
介護保険料（滞納繰越分）収入状況（介護保険課）
介護保険給付費返還金（介護保険課）
委託料支出状況（長寿生きがい課、健康づくり推進課、介護保険課）
工事請負費支出状況（長寿生きがい課）
補助金支出状況（長寿生きがい課、健康づくり推進課、介護保険課）
備品管理状況（長寿生きがい課、健康づくり推進課）

第３　監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第４　監査の主な実施内容

この監査は、健康長寿部長寿生きがい課、健康づくり推進課及び介護保険課における事務事業のうち、主として令和 6 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第５　監査の実施場所及び日程

令和 7 年 2 月 3 日から 28 日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年 3 月 26 日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第６　監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

１　長寿生きがい課

(1) 老人保護施設措置費自己負担金（滞納繰越分）収入状況について

引き続き、滞納を発生させない取組に注力されるとともに、適正な債権管理に努められたい。

(2) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(3) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 補助金支出状況について

支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(5) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

２　健康づくり推進課

(1) 休日急病診療所使用料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 補助金支出状況について

支出負担行為日が補助金交付決定日より遅れているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(4) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

３　介護保険課

(1) 介護保険料（滞納繰越分）収入状況について

滞納整理マニュアルに沿った事務が行われていた。引き続き、適正な債権管理に努められたい。

(2) 介護保険給付費返還金収入状況について

適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

（掲示済）

宇治市監査委員公表第１０号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第１２項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第９項の規定により次のとおり公表します。

令和７年５月１９日

宇治市監査委員
池上　哲朗
松岡　ゆかり

第１　監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第２　監査の対象

一般財団法人宇治市福祉サービス公社が指定管理者を務める宇治市広野地域福祉センターの管理運営状況について、監査を実施した。

第３　監査の着眼点

指定管理者による指定管理業務が基本協定等に基づき適正に執行されているかどうかに着眼して実施した。

第４　監査の主な実施内容

この監査は、健康長寿部長寿生きがい課・一般財団法人宇治市福祉サービス公社における宇治市広野地域福祉センターの管理運営に係る事務事業のうち、主として令和 5 年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第５　監査の実施場所及び日程

令和 7 年 2 月 3 日から 28 日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和 7 年 3 月 26 日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第６　監査対象施設の概要

１　施設の概要

ア　所 在 地　　宇治市広野町大開 72 番地の 1
イ　開　　設　　平成 12 年 4 月
ウ　延床面積　　1058.66 ㎡
エ　構　　造　　鉄筋コンクリート造２階建
オ　主な施設内容　　個人使用　浴室、デイルーム
　　団体使用　介護者教育室、料理教室、会議室

２　業務

(1)管理施設の使用許可に関する業務
(2)管理施設等の維持管理に関する業務
(3)前各号に掲げるもののほか、宇治市又は一般財団法人宇治市福祉サービス公社が必要と認める業務

３　指定期間　令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

４　指定管理者選定方法　非公募

５　利用料金制度　導入なし

６　利用実績(令和 5 年度)

入館者数

区分	人数（人）
デイルーム	2,246
浴室	0
地域交流室・研修室	9,189
料理教室	244
合 計	11,679

貸館

区分	件数（件）	人数（人）
地域交流室・研修室	472	9,189
料理教室	38	244
合 計	510	9,433

第７　監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。長寿生きがい課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

１　長寿生きがい課、一般財団法人宇治市福祉サービス公社

(1) 指定の手続について

適正に処理されていた。

(2) 施設の使用許可について

適正に処理されていた。

(3) 施設設備等の維持管理について

適正に管理されていた。

(4) 支出事務について

適正に処理されていた。

（掲示済）

宇治市監査委員公表第１１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第５項の規定により、住民監査請求に基づく監査を執行したので、別紙のとおり公表します。

令和７年５月１９日

宇治市監査委員
池上　哲朗
松岡　ゆかり

決定書

第１　請求人

住所　（略）

氏名　（略）

第２　請求の対象者

宇治市長

第３　請求の要旨

宇治市は、Ｘと宇治市Ｙ自転車等駐車場(以下「駐輪場」という。)ほか８箇所の指定管理業務の基本協定、契約を締結し指定管理料を支出している。

駐輪場内では別添「事実証明①」のとおり違法又は不当な行為を行っており、市の利用料金収入の未了や不当な還付などにより市に損害が生じている。監査委員は宇治市長に対して、「宇治市自転車等駐車場の指定管理者の指定に係る使用料の収納事務委託契約書」の第１０条に基づき、市が被った損害をＸに補填させるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

また、Ｘは別添「事実証明②」のとおり基本協定、契約等に反する行為を行っている。これらの「事実証明①」の違法又は不当な行為、「事実証明②」の基本協定、契約等に反する行為を行っているＸは、公の施設を管理する指定管理者として不適当であるため、宇治市がＸと基本協定を締結し、指定管理を担わせていることは違法又は不当な契約の締結である。監査委員は宇治市長に対して、指定管理料の差し止め、または返還させるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

さらに、宇治市はＸに対して、補助金を交付している。「事実証明①」の違法又は不当な行為、「事実証明②」の基本協定、契約等に反する行為を行っているＸは補助金交付団体として不適当であり、また、宇治市補助金等交付規則に反する行為を行っているため、監査委員は宇治市長に対して、補助金交付の取消し、または返還させるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

【事実証明①】

以下の写真１から４については、駐輪場での引継ぎ、情報共有のために使用している連絡ノート、管理員室内のホワイトボードで、違法又は不当な行為を他の管理員に対応等することを依頼する内容などの写真である。（※）はＸに問い合わせ、事実確認したことを申し添える。

（ア）定期券利用開始日の遡り（※）

写真１は、令和３年１０月２４日に管理員のＢが、定期券有効期限切れの１０月１９日から２４日まで留置していた利用者Ａが自転車を取りに来た際に有効期限切れの間の一時利用料金を徴収せず、次回２６日に来た際に定期券利用開始日を１９日に遡って処理すればよいと説明し、２６日の担当管理員にそのように処理することを依頼した内容である。本件は依頼通り日付を遡って定期券を発行していることを確認したことを申し添える。本行為は、宇治市に虚偽の申請を行うことにより還付金をだまし取り損害を与えるとともに、利用者は不正であると認識しながら虚偽の申請を行ったとして詐欺罪（刑法第２４６条）が成立する恐れがある。また、管理員のＢは他人を唆して、その者に犯罪を実行する決断をさせ、それに基づいて犯罪を実行させた教唆犯（刑法第６１条１項）に該当する恐れがある。

（イ）Ｘによる利用料金未納の放置と、定期券利用開始日の遡り指示（※）

写真２は、Ｘは利用料金が未納であることを把握していながら、これら行為がなかったものとするため、私に対してこれ以上の確認をやめるよう指示した内容である。本件は、利用者のＣ（女性）が有効期限切れの令和５年１２月１９日以降、駐輪を続けていたため、私は１２月２１日、本人に期限切れで一時利用料金（１５０円×日数分）が必要であると伝え、本人も認め、支払を了承した。しかし、他の管理員が担当の２３日に来た際に、１２月２０日から２２日の３日間の一時利用料金を払わずに２３日付けの定期券を購入し出庫していたので、私は「１２月２０日から２２日の３日間の利用について再度本人に確認し、請求すべきだ」と主張したが、管理員のＢから「親が出てくると大きな問題になる可能性があるからＸとしては確認、請求しないことを決定したので、何もするな。」との指示の伝達があった。私はこのような行為を見過ごすことはできないとの思いから、利用者のＣの自宅に電話で確認をしたところ父親から、そのことは子供から聞いており、未払いの利用料金３日分は払うとのことだった。一方で、「子供から２３日の管理員から一時利用料金の請求がなかった」と聞いている。市の駐輪場なのだから、市としてこの対応の違いはなぜかと問いただされたため、そのやり取りをＸに報告した。その後、これら一連の対応として、Ｘは、前回定期券の有効期限切れから継続購入したように、申請書、定期券・ステッカー、帳簿の日付を修正し、一時利用料金を追加で徴収することなく、帳簿上正しく見えるように処理した。宇治市の収入である利用料金収入を管理員並びに、Ｘは組織ぐるみで故意に徴収せず損害を与えるとともに、利用者は不正であると認識しながら利用開始日を遡って虚偽の申請を行ったと推定され、利用者本人は詐欺罪（刑法第２４６条）が成立する恐れがある。加えて、管理員、並びにＸは組織ぐるみで、他人を唆して、その者に犯罪を実行する決断をさせ、それに基づいて犯罪を実行させた教唆犯（刑法第６１条１項）に該当する恐れがある。また、管理員が申請者本人の意思確認をせず、利用開始日の修正を行うことは、私文書変造罪（刑法第１５９条）に該当する恐れがある。

（ウ）定期券解約に係る日付の遡り（※）

定期券解約に伴う利用料金還付の際、還付金額は１月単位で算出する。写真３は、令和６年２月１日に管理員のＢが、利用者のＤ（男性）の３月３１日まで有効な定期券の還付に際し、還付申請書の日付を１日遡り１月３１日とすることで２か月分の還付が可能であることを唆し、利用者のＤに還付申請書を作成させた。後日これを宇治市に提出することを他の管理員に依頼したものである。本行為は、宇治市に虚偽の申請を行うことにより還付金をだまし取り損害を与えるとともに、利用者は不正であると認識しながら虚偽の申請を行ったとして詐欺罪（刑法第２４６条）が成立する恐れがある。また、管理員のＢは他人を唆して、その者に犯罪を実行する決断をさせ、それに基づいて犯罪を実行させた教唆犯（刑法第６１条１項）に該当する恐れがある。

（エ）私費による現金立替え（※）

写真４は、令和６年５月に管理員のＢが、お金がない利用者Ａに利用料金１５０円を私費による現金で立替えを行い、翌日に利用者Ａから２日分の利用料金３００円を徴収し、１５０円は立替えた管理員のＢに渡し、残りの１５０円を当日の利用料金として処理することを他の管理員に依頼したものである。私費による現金立替は、他自治体においても懲戒処分事例が多数存在する不適切な行為である。

（オ）利用料金の返還（※）

Ｘは宇治市の公金の収納事務受託者として、利用料金の収納についての事務のみを受託したものであることから、一度収納した料金を駐輪場では返金、還付することは一切できない。しかしながら、駐輪場では電車運休の際の返金や、令和６年９月に未使用回数券綴りの払い戻し、過誤徴収金の返金など、管理員がその場の判断で現金を返金、還付している。利用料金の返還は、宇治市財務規則、宇治市自転車等駐車場条例、並びに宇治市自転車等駐車場施行規則に反する行為であり、直接、宇治市に損害を与える行為である。

（カ）回数券綴の払い戻し、私費による現金立替え、定めにない販売

令和６年９月１０日に管理員のＥが、販売した回数券綴り（ＮＯ．１２２３）を、後日、管理員のＦが私費による現金立替えで返金処理（後日、ＦがＸに顛末書を提出）をした。９月２６日に管理員のＩがＸに返品された駐輪場事務所控えのない回数券綴り（ＮＯ．１２２３）の取り扱いについて問い合わせをした。その後、Ｘから指示のないまま、１０月１日に管理員のＥが販売してはいけない返品された回数券綴り（ＮＯ．１２２３）を正規の回数券綴りとして別の利用者（女性）に販売し、その売上金１５００円を当日駐輪場の売上に計上することなく管理員のＦに渡した。

（キ）Ｘの勝手な判断で使用料を減額または免除すること

令和６年１２月２０日付け宇治市への公文書公開請求（参考資料※）に対しての宇治市からの公文書部分公開決定通知書（参考資料※）で公開されたメール本文の補足（参考資料※）で、「学生が長期休暇の間に駐輪自転車の入出が無い等「定期利用者が数日間の留置き状態にある間に定期期間の満了を迎え」、「今後も継続した定期利用の意向がある場合」において、指定管理者が「やむを得ない場合」と判断された事案については、市として理解はいたします。」とＸに回答をした。①学生が長期休暇の間に駐輪自転車の入出が無い等「定期利用者が数日間の留置き状態にある間に定期期間の満了を迎え、②今後も継続した定期利用の意向がある場合については、Ｘが利用者から条例で定められた正規の料金を徴収しないことを判断している。上記のような「定期利用者が数日間の留置き状態にある間に定期期間の満了を迎え、今後も継続した定期利用の意向がある場合」というすべての利用者が該当する条件にも関わらず、学生だけに「やむを得ない場合」としてＸが判断することではない。使用料を減額または免除することは条例で定めなければならず、Ｘが勝手に減額または免除することはできない。宇治市の有する権利を放棄することであり、また、市民サービスの公平性、公正性、透明性の観点からあるまじき行為である。

【事実証明②】

以下の（ク）から（コ）のとおり、宇治市との間の協定書、契約書、条例、法律等を遵守する意識は皆無であり、また、市民の知る権利を保障し、行政活動を市民に説明する責務を果たすものとは言い難いあまりにも不誠実な対応であることから、Ｘ組織の自浄、改善は期待できないと判断する。

（ク）令和６年１２月１８日付けＸからの回答文書（参考資料※）で、（１）から（５）の行為は、「該当する事案があったことについて確認している、対応した管理員に改善指導した。」旨の回答があった。また、（６）の行為は多数の事案のうち、１事案のみ確認した旨の回答があった。Ｘは、指摘した事案のみの聞き取りを実施、若しくは（６）の１事案のみしか確認ができておらず、かつその事案を対応した管理員のみに改善指導している。本件事案は法令等に違反する不当な行為であり、徹底した聞き取り調査をし、すべての管理員に対して指導、発信すべきところ、また、協定書の第２１条第３項に定められている「仕様書その他甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を指示するものとする。」、また、同条第４項に定められている「乙は、前項の改善指示を受けた場合は、速やかに甲に改善計画書を提出するとともに、その内容を履行しなければならない。」と明確に定められているにもかかわらず、Ｘは組織として徹底した聞き取り調査、再発防止を怠っており、また、宇治市に対して口頭等での報告をしたのみで改善計画書の作成、提出を怠り、一部のメールでの宇治市からの指導を除き、大半を対面等による口頭でやり取りを行ったため作成された文書は存在しないことが宇治市並びにＸへの公文書公開請求で明らかになった旨を申し添える。

（ケ）協定書中、第１５条第４項において、「宇治市情報公開条例に準じた情報公開規程を作成し、それに従い適正に処理しなければならない」と定められている。また、仕様書中、項目Ⅰの６.情報公開において、「指定管理者は宇治市情報公開条例を遵守するとともに、宇治市情報公開条例にならった情報公開規程を別途設け、その公開に努めなければならない」と定められている。しかしながら、現在のＸの情報公開規程は、宇治市情報公開条例にならったものとは言い難い。令和７年１月３０日にＸを訪れ、その運用についてＧとＨに問うたところ、宇治市情報公開条例を遵守しなくてもいいと誤った回答であった。また、Ｘの情報公開規程は、ホームページや事務所に設置せず市民に公開していないため、Ｘに公開の定義を問うたところ、事務所に来所して閲覧請求をしたものにだけ見せることをもって公開しているとの返答であった。Ｘの情報公開規程は、開示請求をする権利を阻害し、説明責任を果たすべき適正な運用がされていない。

（コ）令和７年１月３０日にＸを訪れ、駐輪場内での現金等拾得物の取り扱いについて、Ｇ、Ｈに問うたところ、「過去から拾得物は警察に届けたことはない。拾得物を警察に届けない現在の運用について、宇治市交通政策課、弁護士に問題ないと確認している。」との返答であった。これまでに駐輪場で拾得物（金）があったことは写真５から明らかであり駐輪場からＸに届け出た拾得物（金）も存在しているはずなのにＸは警察に届け出していない。これまでのこれら拾得金についてＧに問うたところ、「Ｘ事務所の手許現金に不足が生じた場合に、この拾得金を組み入れている。」と返答したことに対してその行為は明らかに間違った経理処理である旨を指摘すると一転、「手許現金への組み入れの発言を訂正し、これまでの拾得金については把握していないので調査する。」と返答されました。（これらＧ等との会話については双方同意の上録音している。）しかしながらＸからは調査結果の報告がないため、その後、令和７年２月５日付公文書公開請求（参考資料※）で証拠となる手許現金帳簿の公開を求めたが、非公開情報箇所を黒塗りした部分非公開ではなく全部非公開（参考資料※）であった。

（上記要旨はおおむね原文のままである。なお、添付資料の掲載は省略した。）

第４　事実を証する書面及び証拠

本件請求には、地方自治法第２４２条第１項に規定する財務会計上の行為に関する事実を証する書面その他として、公文書公開請求書の写し等の添付があった。

第５　請求の受理

本件請求は、令和７年３月１０日に提起され、地方自治法第２４２条に定める要件を具備するものとして受理した。

第６　監査の執行

１　監査の期間

令和７年３月１８日から同年４月３０日まで

２　監査の対象部局

都市整備部交通政策課及び健康長寿部長寿生きがい課

３　請求人の陳述及び証拠提出

令和７年４月２３日に請求人から陳述を聴取した。請求人から新たな証拠の提出はなかった。

４　関係職員の陳述及び証拠提出

令和７年４月２日に宇治市長から弁明書及び証拠の提出があった。同年４月２３日に関係職員から陳述を聴取した。

第７　監査の結果

１　主文

本件請求のうち事実証明①(ア)、(イ)、(ウ)については要件を欠いて不適法であるため却下し、その余の請求はいずれも棄却する。

２　理由

（１）認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

宇治市は、Ｘに、Ｙ自転車等駐車場（以下「本件駐輪場」という。）の施設の管理業務を委託している。指定管理者としての指定期間は、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日までである。

令和４年７月１５日に本件駐輪場の指定管理事業に要する経費の債務負担行為（令和５年度から令和９年度）の設定がされた。

指定管理者の指定に係る市議会の議決（令和４年１２月２６日）を経て、令和５年２月１５日に本件駐輪場の指定管理業務に関する基本協定が、同年４月１日に本件駐輪場の指定管理者の指定に係る使用料の収納事務委託契約及び令和５年度の本件駐輪場の指定管理業務に関する年度協定が各締結された。

令和６年４月１日に令和６年度の本件駐輪場の指定管理業務に関する年度協定が締結された。

令和６年９月１０日発行の自転車回数駐車券（ＮＯ．１２２３）の駐車料金は、令和６年９月１１日に宇治市指定金融機関（京都銀行小倉支店）に納付された。

（２）　監査委員の判断

ア　監査請求期間

地方自治法第２４２条第２項は、監査請求の期間につき、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、請求することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないと規定している。

この点、事実証明①の（ア）については令和３年１０月の行為であり、同（イ）については令和５年１２月の行為であり、同（ウ）については令和６年２月の行為であり、いずれも当該行為があった日からすでに１年を経過しているため、監査請求期間を徒過しており不適法である。

イ　財務会計行為の該当性

地方自治法第２４２条第１項の規定により、住民監査請求の対象は、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき（以下「財務会計行為」という。）、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときに限られる。

事実証明②のうち、（ク）調査、再発防止策、（ケ）Ｘの情報公開規程の内容、運用、（コ）駐輪場内での拾得物の取扱については、その性質上いずれも財務会計行為には該当しないと認められる。

また、住民監査請求においては、「対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料

等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法」（最高裁判所平成２年６月５日判決）とされている。

事実証明①の（オ）記載の事実のうち電車運休の際の返金行為、過誤徴収金の返金行為などの利用料金の返還行為、及び（キ）のＸの判断での使用料の減額または免除行為の各対象行為については、いずれも年月日や当事者、問題とすべき金額等が記されておらず、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的・具体的に摘示しているとは認められないことから、上記各行為は、請求の特定を欠くものとして不適法である（なお、事実証明①（オ）記載の事実のうち、令和６年９月の未使用回数券の払い戻し行為については、同①（カ）記載の事実と同一の事象を指すものであるので、（カ）においてまとめて判断する。）

ウ　財務会計上の違法性又は不当性

住民監査請求においては、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」（最高裁判所平成６年９月８日判決）とされている。

宇治市自転車等駐車場条例（以下「本条例」という。）第４条では、「駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額の使用料又は次項に規定する回数駐車券（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。」とし、同第５条は、「既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる。」と規定している。

まず、事実証明①(エ)の駐輪場管理人の私費による現金立替行為は、形式的には本条例第４条に抵触する行為であることは否定できないが、現金の持ち合わせがなかった高校生が学校に遅刻しないようにするために行った行為であり、駐輪場管理人の判断には相当な理由があると認められるし、駐輪場利用者の利益と便宜を第一に考えた処理であると解される。加えて、駐輪場管理人による不正な使用料の取得はなく、宇治市に実質的な損害が発生しているとまでは認められない。

次に、事実証明①(カ)の未使用回数券綴の払い戻し等行為については、本件駐輪場管理人が自らの判断に基づき自費で払い戻しを行った上、後日別の利用者に当該回数券を販売し立て替えた払戻金に充当したものであり、上記（エ）と同様形式的にみれば本条例第５条に抵触する行為ではあることは否めない。

しかし、駐輪場管理人が未使用の回数券の払い戻しに応じた理由は、当該回数券の購入者から「利用予定がなくなったため、返品できないか。」との相談を受けたためであり、駐輪場利用者側が過誤で購入した場合に準ずるものとして相当な理由があると認められるし、駐輪場利用者側の利益と便宜を第一に考えた処理であると解される。

加えて、駐輪場管理人による不正な使用料の取得はなく、宇治市に実質的な損害が発生しているとまでは認められないことも同様である。

以上からすれば、事実証明①(エ)　同(カ)のいずれの行為についても、財務会計上の違法性又は不当性があるとまでは認められない。

エ　指定管理者協定締結の違法性又は不当性

宇治市は、指定管理業務に関する基本協定書第３４条において、指定管理者が、業務に際し不正行為があったとき等の場合、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めている。

しかしながら、上記の定めにより指定管理者に条例違反等を理由として指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止等を命じ、管理費用の返還を求めることができるのは、その違反等の内容、程度が重大であって指定管理者に公の施設の管理運営を委ねることが著しく不相当と認められる場合でなければならず、軽微あるいは形式的な条例違反等を理由として指定管理者の指定を取り消すことはできないといわなければならない。

上記のとおり、事実証明①(エ)の私費による現金立替行為、同(カ)の未使用回数券綴りの払い戻し行為は、いずれも駐輪場利用者の利益と便宜を第一に考慮した処理であり、宇治市に実質的な損害が生じたとは認められないことに加え、指定管理者からは宇治市に対して「悪質性はないものである」旨の報告がなされ、宇治市もその見解を理解したうえで、改めて本条例に基づいた業務を実施することについて指導がなされていることも踏まえれば、上記各行為が存在することが、重大で本件公の施設の管理運営をＸに委ねることが著しく不相当であるとまでは認められない。

したがって、本件指定管理者に対し指定管理者の指定の取り消し等の事由は存在せず、指定管理者協定締結の違法性又は不当性は認められず、「指定管理料の差し止め、または返還させる」理由はない。

オ　補助金交付の違法性又は不当性

事実証明①、②の（ア）から（コ）については、宇治市補助金等交付規則の補助金交付の取消、返還規定に該当するものはなく、補助金交付の違法性又は不当性は認められない。したがって、「補助金交付の取消し、または返還させる」理由はない。

カ　結論

よって、本件請求のうち事実証明①(ア)、(イ)、(ウ)については要件を欠いて不適法であるため却下し、その余の請求はいずれも理由がないと認められるから、地方自治法第２４２条第５項の規定により主文のとおり決定する。

第８　監査委員の意見

監査結果については以上のとおりであるが、次のとおり意見を付記する。

本件駐輪場において、本条例に抵触する行為が見受けられたことについて、宇治市は委託者として本事案を重く受け止め、各駐輪場における業務実態を把握し、改めて委託業務内容を精査するとともに、適宜業務の見直しを行い、各駐輪場において適切に業務が執行されるよう求める。

令和７年４月３０日

宇治市監査委員
池上　哲朗
松岡　ゆかり
堀　　明人

（掲示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第２号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道施設保全課にて一般の縦覧に供します。

令和７年５月３０日

宇治市長　松村　淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和７年５月３０日	木幡赤塚の一部、菟道西中の一部	分流式	宇治市木幡北島地内 東宇治浄化センター
令和７年５月３０日	神明宮東の一部・石塚の一部、槇島町中川原の一部・本屋敷の一部、広野町宮谷の一部、大久保町久保の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第１３号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第１項の規定により、令和７年５月１６日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和７年５月３０日

宇治市長　松村　淳子

指定番号　第５３６号　　環協株式会社